

さいたま市水道局企業管理規程第14号

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月3日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

さいたま市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員就業規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 休日及び休暇（第13条—<u>第25条の4</u>）</p> <p>第4章～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>5～10 [略]</p> <p>（介護時間）</p> <p>第19条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>育児休業法第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。</u></p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第25条の2 管理者は、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 休日及び休暇（第13条—<u>第25条の3</u>）</p> <p>第4章～第8章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</p> <p>5～10 [略]</p> <p>（介護時間）</p> <p>第19条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u></p>

30号) 第22条第1項の措置を講じるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) さいたま市職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(介護に係る職員に対する意向確認等)

第25条の3 管理者は、職員が配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者等の祖父母、配偶者等の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者等の子又は孫が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための

(介護に係る職員に対する意向確認等)

第25条の2 管理者は、職員が配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者等の祖父母、配偶者等の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者等の子又は孫が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」

面談その他の措置を講じなければならない。	<u>という。)</u> に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
2 [略]	2 [略]
<u>第25条の4</u> [略]	<u>第25条の3</u> [略]

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。